

## 介護給付費通知に関するQ&A

【質問1】 介護給付費通知とは何ですか。

【回答1】 この通知は、どのような介護保険サービスをどのくらい利用されたのかをお知らせするとともに、介護保険制度に対するご理解を深めていただくためのものです。なお、請求書や領収書ではありませんので、この通知を受け取ったことにより、手続きを行っていただく必要はありません。

【質問2】 何のデータを元に作ったのですか。

【回答2】 この通知は、サービスを利用した介護保険事業所からの介護保険請求を元に作成しております。したがって、該当期間にサービスを利用されていても、何らかの事情により事業所からの請求が遅れた場合は、記載されておられません。

【質問3】 通知の中の利用者負担額が、サービス事業所からの領収書の合計金額と合っていないのはなぜですか。

【回答3】 この通知の中の利用者負担額には、介護保険適用外のサービス分（施設での食事代や支給限度額を超えて自己負担となった部分など）は含まれていないためです。領収書の内訳の中に、この通知の利用者負担額と一致する金額があることを、ご確認ください。

【質問4】 「居宅介護支援」というサービス種類がありますが、これは何ですか。

【回答4】 「居宅介護支援」のサービスは、居宅サービス計画を立てるなどケアマネジャー業務に対する報酬です。この報酬は、介護保険から全額が支払われているため、利用者負担はありません。自己負担額のないサービスですが、介護保険から給付されているため、お知らせしています。

【質問5】 サービス種類で「特定入所者介護」というのは何ですか。

【回答5】 「特定入所者介護」とは「特定入所者介護サービス費」のことで、介護保険施設に入所・入院した時の「食費」「居住費」とショートステイを利用した時の「食費」「滞在費」のことで、サービス費用額から利用者負担額を引いた金額が、介護保険から給付されています。この「食費」「居住費（滞在費）」の利用者負担額は、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担額のご利用日数分となっています。

【質問6】 利用した覚えのないサービスが記載されていますが、どうしたらよいですか。

【回答6】 まずは居宅サービス計画を作成している担当ケアマネジャーに確認のうえ、利用の事実がない場合には、下記までご連絡ください。

お問合せ先

揖斐広域連合 介護保険課

〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎5階

TEL：0585-23-0188 FAX：0585-21-0126